

是正請求事案（ごみステーションに関する是正請求（税務課、環境課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和元(2019)年12月9日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 ごみステーションに関する是正請求（税務課、環境課）事案

答申日 令和元(2019)年11月28日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

## 第1 事案の概要

- 1 平成30年7月26日、市内の町内会長から、要望書が多治見市長あて提出された。
- 2 平成30年9月14日、1の要望書に対し、多治見市長から町内会長あて、回答がされた。この回答の一部に誤りがあったため、平成30年10月4日、再度、回答がされた。
- 3 平成30年10月9日、是正請求人から、2件の要望書が多治見市長あて提出された。
- 4 平成30年11月7日、3の要望書に対し、多治見市長からは正請求人あて、回答がされた。
- 5 是正請求人は、4の回答に関し、平成31年1月4日、多治見市長に対し、次に掲げる事項を求める是正請求をした。
  - (1) 多治見市としての公益性の判断の統一
  - (2) ごみステーションに係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免

- (3) ごみステーションが固定資産税等の課税対象となる場合にあっては、ごみステーションの設置に係る申請において、課税対象となる旨を説明すべきであり、当該説明をしなかった理由の説明

## 第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

### 1 多治見市としての公益性の判断の統一について

是正請求人は、ごみステーションに関し、補助金については公益性を理由とした交付対象とし、固定資産税等については公益性を理由とした減免対象としないことについて、異議を唱え、これに対する説明を求めている。行為庁である税務課及び環境課は、公益性を判断するにあたって、統一した見解として「不特定かつ多数の者の利益」をあげている。そして、ごみステーションが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とするものであることから、補助金交付対象とすべき公益性を有することについては、是正請求人及び行為庁である環境課に意見の相違はない。しかし、同一の対象について、公益性を理由として交付、減免等授益的な決定の当否を判断するにあたっては、「公益性を理由に授益的な決定の当否を判断する対象（本事案においてはごみステーション）」、「当該対象が有する目的（本事案においては環境、税の公平、公正等）」、そして、「当該対象に対するそれぞれの授益的決定が有する目的（本事案においては補助及び税の減免の目的）」について、総合的に判断する必要がある。同一対象であっても、施策ごとの目的があって、それぞれの施策を実施するにあたり判断される公益性の基準は当然異なるものである。したがって、行為庁である税務課及び環境課に対し、補助又は税の減免に関する公益性判断を統一することは、求めないこととする。

### 2 ごみステーションの固定資産税等の減免について

固定資産税の減免については、地方税法第367条が、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定め、そして、多治見市税条例第81条第1項が、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固

定資産のうち市長において必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免する」とし、同項第2号が、「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」をあげている。さらに、この認定要件について、内部の裁量基準である「固定資産税・都市計画税減免の取り扱いについて」（以下「取り扱い」という。）が、「ア、不特定多数の者の利益に資するために利用され、直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） イ 規模としては小学校区以上を基本とする」と定め、運用している。本審査会は、この「取り扱い」について検討を行ったところ、次の結論を得た。なお、とくに、総合的な行政の推進という観点からも、公益性を理由とする減免の必要性について検討したが、本件ごみステーションが設置されている地区が総合計画や美化条例等において特別に配慮される地区に該当するものではなかった。

#### (1) 不特定多数について

「取り扱い」は、明確な基準を示すものではないが、地方税法及びこれに基づく条例が「特別な事情がある者に限り」「市長において必要があると認めるものについて」という文言を用いて例外的な取り扱いとしていることから判断すると、減免対象を限定的に解釈することを原則とし、さらに、政策的な観点も加えて減免対象を定めることが妥当である。「取り扱い」が具体例としてあげる「地域の広場や遊園地」に注目することを通して、「不特定多数」とは何かについて検討するならば、多くの人々が利用する対象を「不特定多数」の者の利益に資するために利用するものと想定していると考えられる。しかし、ごみステーションは、通りがかりの人が利用する場合もあるとはいえ、基本的にその町内の人のみが利用するものであり、まちの美化という観点を加味しても「不特定多数」の者が利用する対象には該当しない。したがって、ごみステーションは固定資産税等の減免対象に該当しないと考えられる。

#### (2) 小学校区について

「取り扱い」があげる「規模としては小学校区以上」に関して、公益性を判断する要件として、合理的な理由があることを行為庁は説明することができなかった。小学校区というのは地理的概念であって、不特定多数の者の利用とは、直接結びつくものではない。このため、一般的に小学校区を公益性判断の基準として、個別具体的な減免決定の適否を判断することはできないと考える。

### 3 市役所内の各課の連携について

ごみステーションの設置に係る申請に際して、行為庁である税務課及び環境課が、課税対象となる旨の説明をしなかったことについては、市民にとっては不親切なことであった。この点に関しては、本事案の教訓を踏まえ、市ホームページに注意書を記載するなど、改善が図られたところであり、今後もこのような迅速かつ適切な連携が期待される。

### 4 審査会の附帯意見

減免の基準に関して以下の改善を行うべきである。すなわち、本事案については、あらかじめ十分な情報提供が請求人に行われていれば、回避することができたはずである。現在使用している減免基準は内部の裁量基準として作成されているため、公表されておらず、市民に周知されていない。しかもその内容は、不明確で、かつ、基準設定の理由も不明である。税は個人の財産に義務を課すものであるため、その減免に関しては、少なくとも規則で定め、十分市民に周知徹底することを要望する。